



JASDAQ

平成27年5月19日

各 位

会 社 名 株式会社 テ ノ ッ ク ス
代 表 者 名 代表取締役社長 徳永 克次
(J A S D A Q ・ コード 1 9 0 5)
問 合 せ 先 総務部長 坂口 卓也
電 話 0 3 - 3 4 5 5 - 7 7 5 8

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成27年5月19日開催の取締役会において、下記のとおり「定款一部変更の件」を平成27年6月26日開催予定の第45回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

「会社法の一部を改正する法律」(平成26年法律第90号)が平成27年5月1日に施行され、責任限定契約を締結できる会社役員の範囲が変更されました。当該法律改正により、新たに責任限定契約を締結できることとなる業務執行を行わない取締役および社外監査役でない監査役についても、その期待される役割を十分に発揮できるよう、現行定款第29条第2項(取締役の責任免除)および第39条第2項(監査役の責任免除)の一部を変更するものであります。

なお、第29条第2項の変更につきましては、各監査役の同意を得ております。

2. 変更の内容

変更の内容は、別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日	平成27年6月26日(予定)
定款変更の効力発生	平成27年6月26日(予定)

以上

【別紙】

(下線は変更部分を示しております。)

現行定款	変更案
<p>(取締役の責任免除)</p> <p>第 29 条 当社は、取締役（取締役であった者を含む。）の会社法第 423 条第 1 項の責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合は、取締役会の決議によって、法令の定める限度において、その責任を免除することができる。</p> <p>2 当社は、<u>社外取締役</u>との間で、<u>当該社外取締役</u>の会社法第 423 条第 1 項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、法令が定める額を限度として責任を負担する契約を締結することができる。</p> <p>(監査役の責任免除)</p> <p>第 39 条 当社は、監査役（監査役であった者を含む。）の会社法第 423 条第 1 項の責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合は、取締役会の決議によって、法令の定める限度において、その責任を免除することができる。</p> <p>2 当社は、<u>社外監査役</u>との間で、<u>当該社外監査役</u>の会社法第 423 条第 1 項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、法令が定める額を限度として責任を負担する契約を締結することができる。</p>	<p>(取締役の責任免除)</p> <p>第 29 条 (現行どおり)</p> <p>2 当社は、<u>取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）</u>との間で、<u>当該取締役</u>の会社法第 423 条第 1 項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、法令が定める額を限度として責任を負担する契約を締結することができる。</p> <p>(監査役の責任免除)</p> <p>第 39 条 (現行どおり)</p> <p>2 当社は、<u>監査役</u>との間で、<u>当該監査役</u>の会社法第 423 条第 1 項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、法令が定める額を限度として責任を負担する契約を締結することができる。</p>

以上